

## 令和8年度滋賀県医療機関等における賃上げ・物価上昇対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 本要綱は、医療機関等が賃金・物価上昇の影響を受けている状況を踏まえ、医療機関等の従事者の処遇の改善に繋げるため、また、令和6年度診療報酬改定以降の物価動向等を背景とする足元の物価高騰に対応できるよう、予算の範囲内において支援金を交付することにより、確実な賃上げに繋げること、および地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。支援金の交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）並びにこの要綱の定めるところによる。

### (交付の対象)

第2条 本支援金の交付対象となる者（以下「支援事業応募者」という。）は、「医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱」（令和8年2月26日医政発0226第11号、医薬発0226第2号厚生労働省医政局長・医薬局長連名通知。以下「実施要綱」という。）に基づき、健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設に限る。

なお、支援金毎の対象施設等は、次の各号のとおりとする。

#### (1) 診療所等賃上げ支援事業

- ア 有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションのうち、令和8年3月1日時点でベースアップ評価料（※1）を届け出ている施設
- イ 薬局は令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設
- ウ 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等、現在の制度上、ベースアップ評価料が届け出られない有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーションのうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約（※2）する施設とする。

（※1）「外来・在宅ベースアップ評価料（I）」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料」、「入院ベースアップ評価料（医科）」、「訪問看護ベースアップ評価料」のいずれかを指す。

（※2）「令和8年度医療機関等における賃上げ支援金実績報告書」（別紙様式2）において、令和8年6月1日から令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出たことを報告することとする。なお、現在、当該評価料は厚生労働省にて内容が検討されているところであり、今後、変更があり得ることから、

当該評価料の対象とならなかった施設の取扱いは、返還も含めて、厚生労働省からの通知後に決定する。

また、本支援金の対象者は、対象医療機関等の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む。以下「対象職員」という。）であり、次に掲げる者以外であること。

- ① 対象医療機関等の管理者
- ② 対象医療機関等を開設する法人の理事長  
対象医療機関等を運営する個人事業主
- ③ 薬局の開設者

(2) 診療所等物価上昇支援事業

有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び薬局

2 次の各号に掲げる項目に該当するものは、前項の規定に関わらず支給の対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 上記のほか、本支援金の趣旨・目的に照らして適当でないこと知事が認めた者

(支援金額)

第3条 支援金額は、支援事業の施設区分ごとに、それぞれ別表に示すとおりとする。ただし、上限額であり、支援対象事業応募者全体の申請総額が予算額を超過する場合は、予算の範囲内となるよう減額して支援金額を算定する場合がある。

(診療所等賃上げ支援事業に係る賃金改善の内容)

第4条 原則として、本支援金を活用して令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ。以下同じ。）を実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。

賃金表や給与規程等の変更には時間を要する場合は、令和8年6月1日から対象職員のベースアップを行うことを前提に、令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金又は特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給することができるが、その場合は4月から5月までベースアップを実施するとともに、支給した一時金又は特別手当に相当する水準のベースアップを対象職員に対して令和8年6月1日から行うこと。ただし、やむを得ない場合は、令和8年4月以降（原則同年6月まで）の支給を行う場合も、賃上げ補助事業の対象とする。「やむを得ない場合」については医療機関等において判断し、理由を整理しておくこと。

例) 賃金が翌月払いの場合、システム改修やデータ入力に間に合わない場合、事務処理が間に合わない場合など。

また、令和7年度の対象職員のベースアップについて、令和7年3月31日時点の賃金水準と比較して2.0%を上回って実施している場合は、令和7年12月から令和8年5月までの間の当該2.0%を上回る部分に本支援金を充てることができる。その上で余剰が生じている部分は賃金改善に充てること。

2 前項の賃金改善を行う上で、次の各号に掲げる内容に留意すること。

- (1) 賃金改善の内容には賃金水準や基本給の引上げに伴い増加する法定福利費等の事業主負担分も含むものとする。
- (2) 定期昇給による賃金の上昇部分、診療報酬および他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等又は地方自治法第二百三十二条の二の規定により地方公共団体が支出する補助金）を財源として行っている部分に充てることができない。
- (3) 本支援金により賃金改善を行う時点から令和8年5月までの間、賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。また、例えば、一部の対象職員に本支援金による賃金改善を集中させることや、同一法人内の一部の対象医療機関等のみで賃金改善を集中させることなど、著しく偏った配分は行わないこと。その上で、医療機関等の実情に応じて、職種ごとに傾斜配分することは認められるものであり、例えば、賃金水準が全産業平均と比べて高い職種（例：医師・歯科医師等）への配分額を相対的に小さくする一方、賃金水準が全産業平均と比べて低い職種（例：看護補助者等）に対しては、重点的に配分することが考えられる。
- (4) なお、現在、ベースアップ評価料の対象とされていない職種の賃金改善にも配分することはできるが、当該職種が令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならない場合、当該職種の令和8年6月以降のベースアップのための特別の財源は措置されない点に留意すること。

（申請・実績報告）

第5条 支援事業応募者は、規則第3条第1項に規定する支援金の交付に係る申請書兼請求書兼口座振込依頼書は、様式第1号を提出し、以下の関係書類を併せて提出しなければならない。

共通書類

- ① 様式第1号

診療所等賃上げ支援事業

有床診療所

- ① 別紙様式1（有床診療所）
- ② 別紙（有床診療所）
- ③ 別紙様式2（有床診療所）

無床診療所

- ① 別紙様式 1 (無床診療所)
- ② 別紙 (無床診療所)
- ③ 別紙様式 2 (無床診療所)

訪問看護ステーション

- ① 別紙様式 1 (訪問看護ステーション)
- ② 別紙 (訪問看護ステーション)
- ③ 別紙様式 2 (訪問看護ステーション)

薬局

- ① 別紙様式 1 (薬局)
- ② 別紙様式 2 (薬局)

診療所等物価上昇支援事業

有床診療所

- ① 別紙様式 3 (有床診療所)

無床診療所

- ① 別紙様式 3 (無床診療所)

薬局

- ① 別紙様式 3 (薬局)

(申請の期限)

第 6 条 支援金の申請期限は、知事が別途定めるものとする。

(交付の決定等)

第 7 条 知事は、申請書を受理した場合は、規則第 4 条に基づき、その内容を審査し、適当と認めるときは支援金の交付を決定し、その内容を支援事業応募者に通知する。また、金融機関口座への入金をもって規則第 13 条の額の確定をしたものとする。

(交付決定の取消し)

第 8 条 規則第 16 条の規定に基づき、支援事業応募者が、支援金を他の用途に使用し、支援金の交付決定内容又はこれに付した条件その他法令等又は知事の命令若しくは指示に違反したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、支援事業応募者が規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

(支援金の返還)

第9条 知事は、前条の規定により、交付決定を取り消した場合において、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、支援事業応募者へ交付すべき額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 本支援金は、支援金の支給を受けた開設者又は開設者であった者が次の各号に該当する場合、支給を行った支援金の全部の返還を求める。

(1) 令和8年1月1日において廃院・廃止している場合（本支援金の申請時点で同年1月2日以降に廃院・廃止を予定している場合を含む。）は支給対象外とする。また、支援金の支給を受けた日以降に正当な理由なく廃院・廃止した場合は支援金の全部の返還を求める。ただし、事業譲渡等による廃院・廃止であって譲受先において引き続き診療等を継続している等、知事がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

(2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により支援金の支給を受けた場合は、支援金の全額の返還を求める。

(3) 診療所等賃上げ支援事業では、賃上げに必要な経費を予算の範囲内で補助したうえで、支援事業応募者がこれらを活用して令和8年3月までの間に賃金改善を実施し、同年6月1日からベースアップを実施したことを確認する。具体的には、支援事業応募者は、令和8年8月1日までに規則第12条第1項に規定する実績報告を行い、知事は、支援額の全部が賃金改善に充てられていることを確認する。

（申請書の不備等の取扱い）

第10条 知事が第7条の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、滋賀県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支援事業応募者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第11条 支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第12条 支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し、支援金の支給年度の翌年から記載して5年間保管しておかなければならない。また、知事が求めた場合には証拠書類を提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月26日から施行し、令和7年12月1日に遡及して、これを適用する。

(別表)

施設区分	支援額
<b>【診療所等賃上げ支援事業】</b>	
有床診療所（3床以上）	72千円/床
有床診療所（2床以下）・無床診療所	150千円/施設
訪問看護ステーション	228千円/施設
薬局（5店舗以下）	145千円/店舗
薬局（6店舗以上19店舗以下）	105千円/店舗
薬局（20店舗以上）	70千円/店舗
<b>【診療所等物価上昇支援事業】</b>	
有床診療所（14床以上）	13千円/床
有床診療所（13床以下）・無床診療所	170千円/施設
薬局（5店舗以下）	85千円/店舗
薬局（6店舗以上19店舗以下）	75千円/店舗
薬局（20店舗以上）	50千円/店舗

※有床診療所の病床数は、医療法第27条の許可を受けた令和7年8月1日時点の病床数とする。ただし、令和7年度滋賀県病床数適正化支援事業給付金により同年8月2日以降に削減した病床数があれば、当該病床数を除くこと。

※薬局の店舗数は、所属する同一グループ内の保険薬局の数（厚生局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書又は特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数）とする。